

# 東金都市計画地区計画の決定（東金市決定）

## 計 画 書

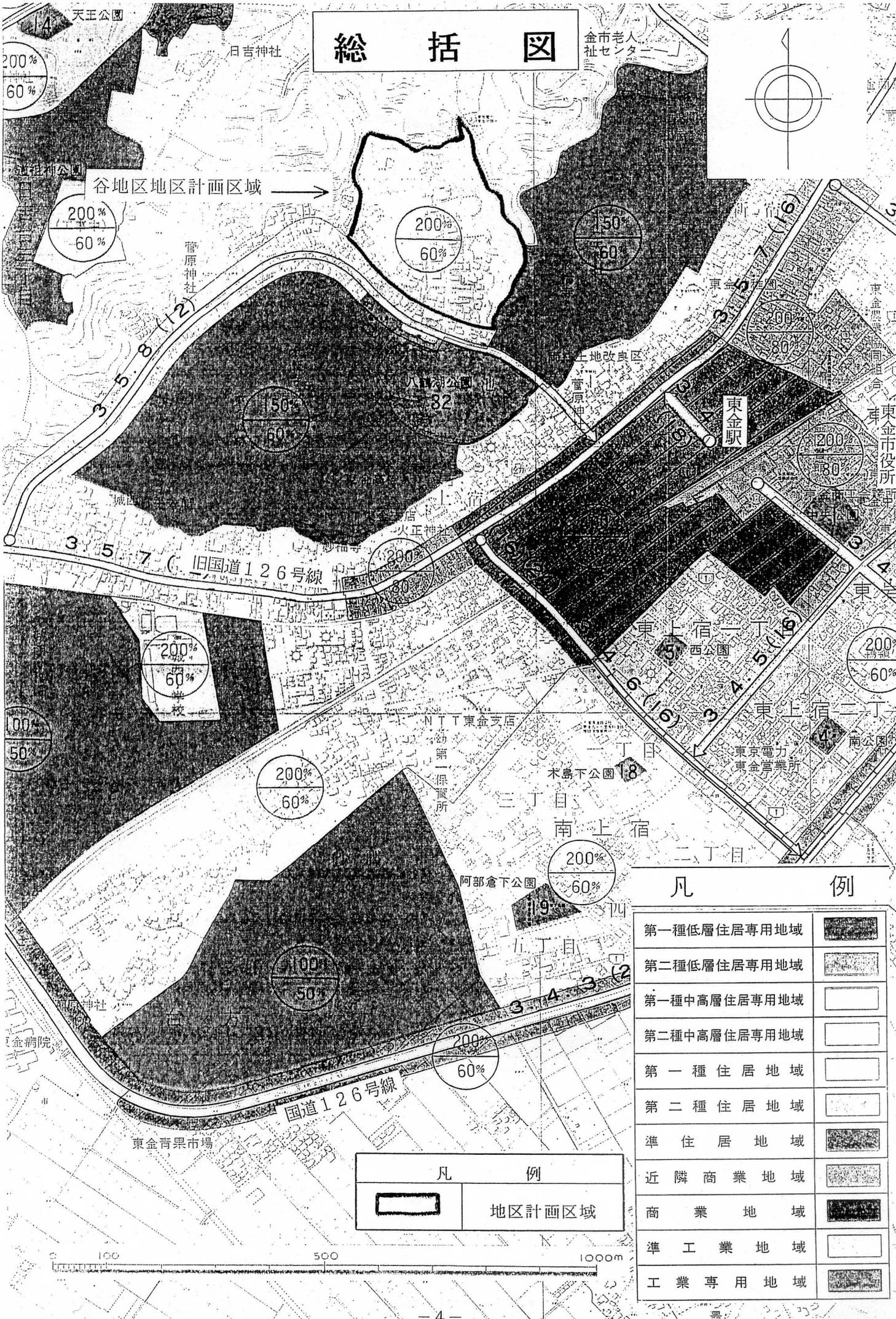
都市計画谷地区地区計画を次のように決定する。

名 称		谷地区地区計画
位 置		東金市東金字谷の一部
面 積		約 8.4ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR東金線東金駅の北西約 0.8Kmに位置し、八鶴湖を中心に周辺の豊かな緑と調和を図りつつ、良好な住環境が形成されている。</p> <p>そこで、地区計画を導入することにより、低層な住宅を基調とした良好な環境と緑豊かな優れた景観の保全を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>既に形成されている住環境が損なわれないよう、周辺の状況や地区内の現況に留意しつつ、適正な土地利用を図る。</p> <p>八鶴湖周辺は、緑豊かな自然環境と調和した街並みが形成されていることから、今後も自然環境との調和に配慮し、中高層建築物を抑制した街並みの維持・保全を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	—
	建築物等の整備方針	<p>低層住宅を主体とした閑静な住環境を保全するとともに景観を維持するため、建築物の用途、高さ及び容積率の制限を行うこととする。</p>
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、その用途に供する床面積の合計が 150㎡を超えるもの。</li> <li>2 事務所（建築基準法施行令第 130 条の 3 第 1 号の事務所を除く。）</li> <li>3 病院</li> <li>4 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校</li> <li>5 ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツ練習施設その他これらに類するもの</li> <li>6 ホテル又は旅館</li> <li>7 自動車教習所</li> <li>8 畜舎（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に建築できる附属の畜舎を除く。）</li> <li>9 自動車車庫（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に建築できる附属の自動車車庫を除く。）</li> <li>10 工場（洋服店、畳屋、建具屋その他これらに類するもの又はパン屋、米屋、豆腐屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50㎡以下のものを除く。）</li> <li>11 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</li> </ol>
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	<p>15/10 とする。</p> <p>ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。</p>
	建築物等の高さの最高限度	<p>建築物の高さの最高限度は、地盤面から 10m とする。</p> <p>ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。</p>

「区域、地区整備計画区域は計画図表示のとおり」

理由：本地区は低層住宅地としての適正な土地利用を誘導し、緑豊かな自然環境と調和した街並みを形成・保全するため地区計画を決定する。

# 総括図



谷地区地区計画区域

200%  
60%

200%  
60%

150%  
60%

200%  
80%

200%  
80%

200%  
60%

200%  
60%

200%  
60%

200%  
60%

100%  
50%

200%  
60%

凡 例  
地区計画区域

## 凡 例

第一種低層住居専用地域	
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業専用地域	

0 100 500 1000m

# 計 画 図



1 / 2,500

凡 例



地区計画区域

地区整備計画区域

